



1. 計画の概要

斐伊川水系河川整備計画原案抜粋

計画の趣旨

「斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)」は、河川法の3つの目的である

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第16条の2に基づき、「斐伊川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定める

基本理念

【治水】安全・安心な暮らしを守る

過去の水害や地形特性、背後地の状況等を踏まえ、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的な整備を行い、安全・安心な暮らしを守る

【利水】豊かな暮らしの営みを支える

農業用水や都市用水等、既得水利の安定供給と河川に生息・生育・繁殖する動植物の保護等のために必要な流量を確保するとともに、関係機関との連携により河川の適切な利用を促進し、豊かな暮らしの営みを支える

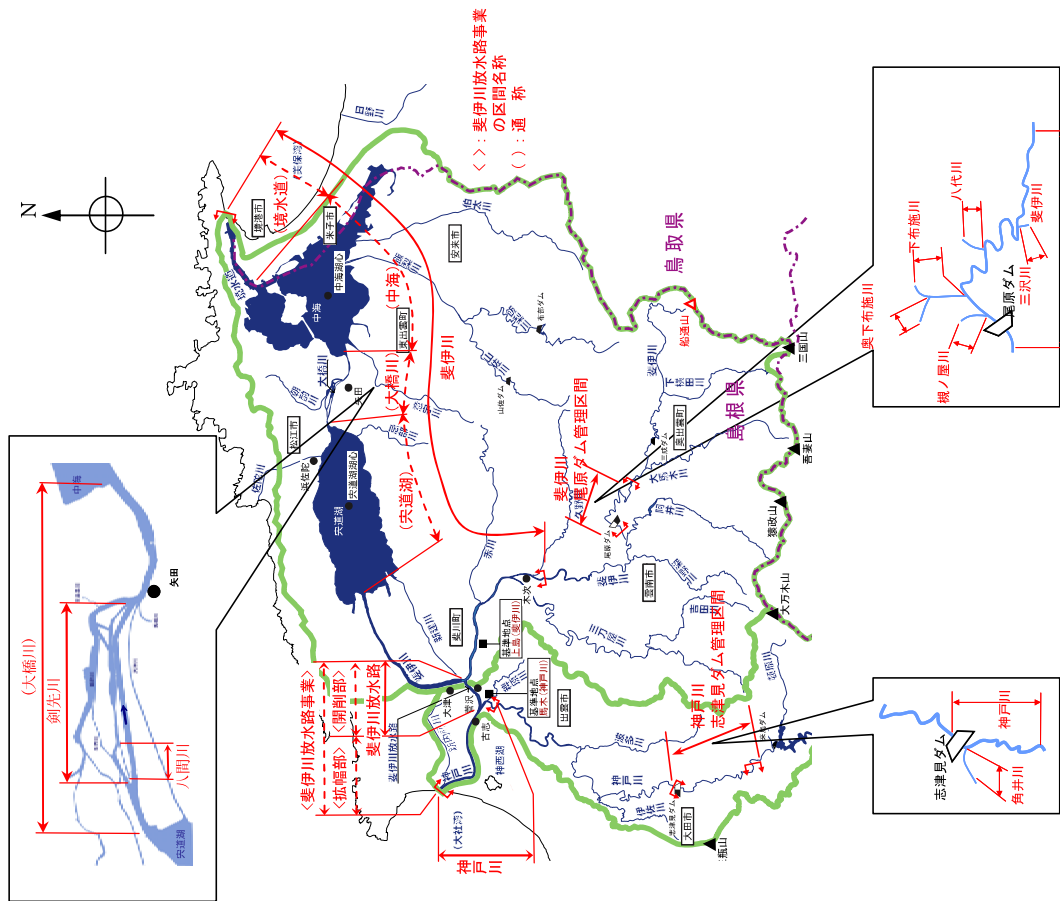
【河川環境】特徴的で良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ

斐伊川、神戸川の流れのある水面が織りなす潤いと安らぎのある特徴的な水辺景観と豊かで多様な自然環境の保全を図る  
 連結汽水湖が生み出す豊かで多様な自然環境と景観の保全・再生を図るとともに、関係機関との連携により環境基準を満たすよう水質改善に努め、特徴的で良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ

計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね20年間

なお、本計画は計画策定時点の流域における社会経済の状況、自然環境の状況、河道の状況等を前提として策定。このため、本計画は策定後の洪水やこれらの状況変化等その他、事業実施後の河川環境に係わるモニタリングの結果や新たな知見を反映させつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のPDCAサイクルを考慮して進める



計画対象区間

## 2. 河川整備の実施に関する事項

### 河川整備の優先順序の考え方

目標の達成に向け、事業の進捗状況、事業効果の早期発現、上下流の治水バランス、過去の被災状況等を踏まえた整備順序とする

#### (1) ダム・放水路の早期完成および最下流部の中海湖岸堤整備

- ① 尾原ダム・志津見ダムおよび斐伊川放水路の早期完成
  - ・水系全体の安全度を向上させることのできるダム・放水路を早期に完了させる
- ② 中海湖岸堤整備
  - ・平成14年、15年、16年と近年高潮被害が頻発している中海において、既往最高水位（平成15年9月）に対し、浸水被害の発生を防止するよう湖岸堤防の整備を実施整備順序としては、近年の高潮等により家屋浸水被害が発生した箇所から順次整備。近年の高潮等により家屋浸水被害が発生した箇所(Ⅰ)から整備を実施し、その後、既往最高水位による家屋浸水が懸念される箇所(Ⅱ①)、家屋はないが浸水被害が懸念される箇所(Ⅱ②)の順に整備を実施

#### (2) 人口・資産が集中する松江市街地を流れる大橋川の改修

- ・水位低減効果及びまちづくり計画など地域への影響が大きい上下流の狭窄部の拡幅・堤防整備を実施
- ・並行して家屋浸水被害の発生を防止するための堤防の整備を実施
- ・堤防の整備にあたっては、全体の整備効果を早期に発現するため、計画高水位までの高さで整備
- ・計画高水位まで土堤で築堤した後に、パラペットおよび堤防嵩上げにより計画堤防高まで整備

#### (3) 斐伊川本川の改修および宍道湖湖岸堤整備

- ・ダム及び放水路完成後、昭和47年7月洪水が再び発生した場合に家屋浸水被害が発生するおそれのある箇所において、堤防整備または支川処理等を実施

#### (4) 斐伊川本川の優先箇所における堤防強化対策

- ・堤防詳細点検により把握した優先箇所について、点検結果及び被災した場合の被害状況を踏まえ優先順位を定め、堤防の強化対策を実施

整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
			短期	中期
ダム・放水路	(1)～①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成	
斐伊川本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理		
	(4)	堤防強化対策		
宍道湖	(3)	湖岸堤防の整備		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等	
		堤防の整備（計画高水位まで） 水門等の整備	下流部拡幅工事	
中海・境水道	(1)～②	堤防の整備（計画堤防高まで）	上流部拡幅工事	
		湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (Ⅰ)	中期整備箇所 (Ⅱ①)
				中期整備箇所 (Ⅱ②)

※ 堤防の上面が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合がある

※ 放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整

# 洪水、高潮対策に関する整備(中海及び境水道①)

■ 中海においては、湖岸堤高及び背後地盤高がともにH.P.+2.50m※未満の箇所において、湖岸堤防の整備とそれによって必要となる排水門の整備を実施

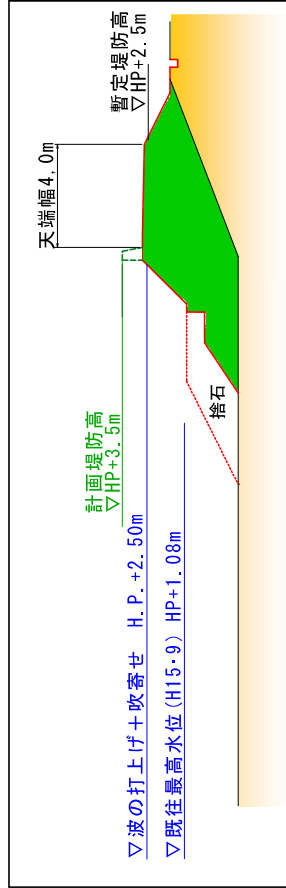
■ 境水道においては、堤防高が不足する福浦港の堤防整備を実施

■ 自治体が行う内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防整備を実施  
 ■ 雨量・水位情報等の提供等の支援を行い、地元自治体と連携して内水被害軽減に努める

## 中海及び境水道(1)

### 湖岸堤防の整備を実施する区間

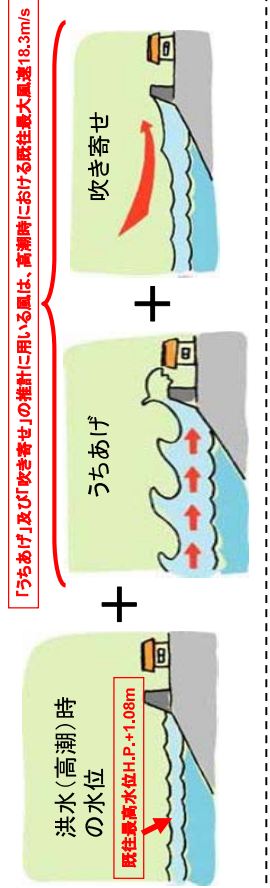
優先度	基本的な考え方	延長
短期	湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所	4.0km
短中期	湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高が計画高水位+1.30m未満)であり、背後に家屋等がある箇所	10.4km
中期	湖岸堤高及び背後地盤高がH.P.+2.50m未満の箇所	14.0km
全体		28.4km



整備イメージ図 (横断面図)

※H.P.+2.50m

既往最高水位(平成15年9月)H.P.+1.08mに対し、中海のほん藍注意水位H.P.+0.90m以上で観測された最大風速18.3m/sec(H16.9)により推計される最大の打上高



### 湖岸堤防の整備を実施する区間(中海右岸)

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯木場北)	1,200m	II①
	無堤(貯木場)		20m	I	
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400m	II①
	漁港(境港市)※		700m	I	
	(1)※		境港市佐斐神町(空港北)	800m	II②
	自衛隊基地(防衛省)※		500m	I	
	(3)		米子市葭津(空港南)	500m	I
	漁港(米子市)※		100m	II①	
	無堤(普通河川)		400m	I	
	(2)		米子市旗ヶ崎	30m	I
	(3)※		米子市葭津(米子港 野積場)	500m	II②
	港湾(鳥取県)※		800m	II②	
(4)※	米子市葭津(米子港 食品団地)	100m	I		
(5)	米子市葭津(米子港 防波堤)	600m	II①		
(6)	米子市内町(ポンプ場前)	40m	II①		
(7)	安来市中海町	200m	II①		
(4)	安来市島田町(米子湾側)	400m	II①		
(8)※	安来市島田町(中海側)	1,100m	II②		
(9)	安来港	1,700m	II①		
(5)	安来市東赤江町	200m	II①		
(10)	安来市荒島町	100m	II②		
(6)	東出雲町下意東(東側)	700m	II①		
(11)	東出雲町下意東(西側)	500m	II②		
(7)※	松江市富士見町(意宇川上流)	100m	II①		
(12)※	松江市富士見町(意宇川下流)	100m	II②		
			松江港	1,200m	II①

※ 治水上必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所

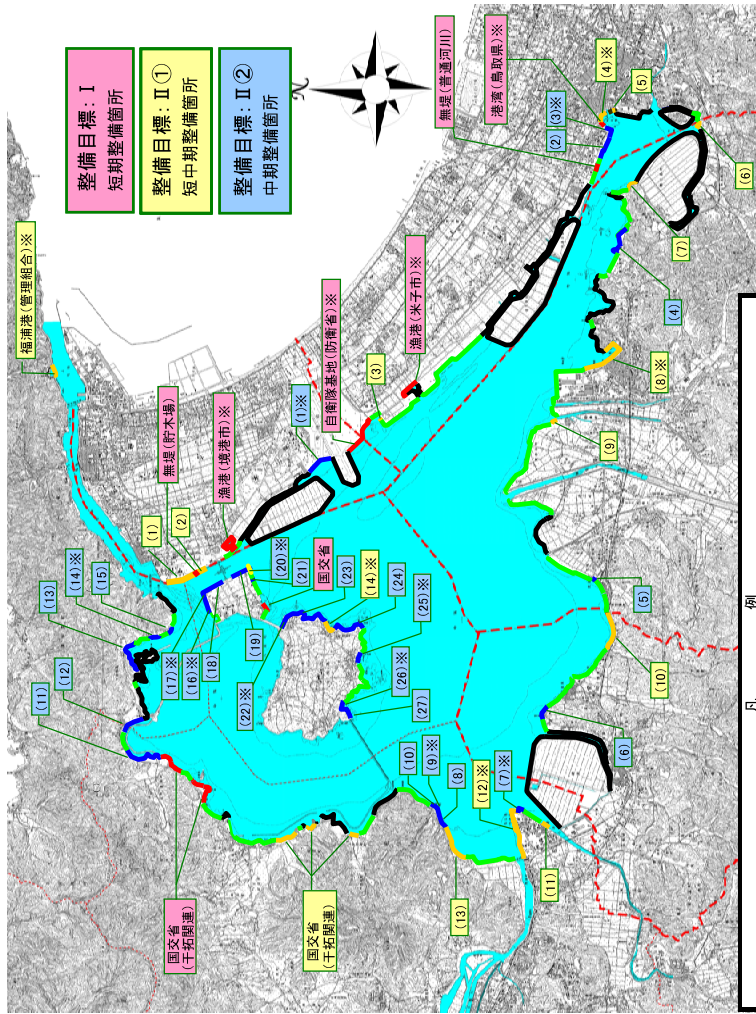
# 洪水、高潮対策に関する整備(中海及び境水道②)

## 中海及び境水道 (2)

湖岸堤防の整備を実施する区間 (中海左岸・江島・大根島・境水道)

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
中海左岸	(13)		松江市大井町	1,100m	II①
	(8)		松江市大海崎町(上流)	300m	II②
	(9)※		松江市大海崎町(舟溜り)	200m	II②
	(10)		松江市大海崎町(下流)	300m	II②
	国交省(千拓関連)		松江市上宇部尾町、新庄町	1,900m	II①
	国交省(千拓関連)		松江市野原町、長海町	1,500m	I
	(11)		松江市手角町	1,000m	II②
	(12)		松江市美保関町下宇部尾(万原地区)	700m	II②
	(13)		松江市美保関町下宇部尾(湾奥)	1,000m	II②
	(14)※		松江市美保関町下宇部尾(上流)	200m	II②
江島	(15)		松江市美保関町下宇部尾(下流)	200m	II②
	(16)※		松江市八束町江島(工業団地)	700m	II②
	(17)※		松江市八束町江島(工業団地)	500m	II②
	(18)	島根県	松江市八束町江島(江島大橋北)	300m	II②
	(19)		松江市八束町江島(三田川樋門付近)	600m	II②
	(20)※		松江市八束町江島(浄化センター東 舟溜り)	100m	II②
	(21)		松江市八束町江島(サンコーポラス付近)	20m	II②
	国交省		松江市八束町江島(老人集会所付近西側)	200m	I
	(22)※		馬渡漁港	400m	II①
	(23)		松江市八束町遅江(下流)	1,600m	II②
大根島	(14)※		遅江港	600m	II①
	(24)		松江市八束町遅江(上流)	1,100m	II②
	(25)※		松江市八束町流入	700m	II②
	(26)※		松江市八束町入江(舟溜り)	400m	II②
	(27)		松江市八束町入江(西側)	300m	II②
境水道	福浦港(管理組合)※		松江市美保関町福浦	300m	II①

※ 治水上必要な施設の整備に当たり、施設管理者と調整が必要な箇所



凡 例  
 湖岸堤高(及び背後地盛高)がH.P.+1.44m未満の箇所 (注)浸水実績がない箇所等を除く  
 湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盛高H.W.L.未満)の箇所  
 湖岸堤高(及び背後地盛高)がH.P.+2.50m未満の箇所  
 湖岸堤高がH.P.+2.50m~H.P.+3.50mまたは背後地盛高がH.P.+2.50m以上  
 湖岸堤高がH.P.+3.50m以上若しくは山付け区間(堤防不要区間)

### 湖岸堤防の整備を実施する区間

※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、湖岸の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査  
 ※ 漁港施設・港湾施設については、施設管理者と協議の上、構造等を決定  
 ※ 承水路等波の影響を及ぼさない箇所については、計画堤防高をH.P.+2.10mとし、完成堤で整備を実施  
 ※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整